

ITER トリチウム除去系システムの調達管理支援及び英文文書作
成に係る労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 トリチウム工学研究グループ

1. 件名

ITER トリチウム除去系システムの調達管理支援及び英文文書作成に係る労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、日本政府から ITER の調達活動を担う機関に指名されており、トリチウム工学研究グループは ITER のトリチウム除去系（ITER-DS）の調達活動を ITER 機構と共同で実施している。本仕様書は、ITER-DS の調達管理等の支援と関連する英文文書作成及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

具体的作業は以下のとおり。

（1）ITER-DS の調達管理

- ① ITER 機構との技術会合（英語）の立案・調整・資料作成等準備・会議進行、逐次通訳（日⇄英、DS チーム員の支援）・議事録作成及びアクション管理
- ② ITER 機構及び海外企業との間で締結する契約（守秘義務契約、業務委託契約・基本合意書や売買契約書等）の立案及び調整・英語書類作成・締結支援及び実施支援
- ③ 調達工程表の作成
- ④ ITER 機構への提出図書（英文）の進行管理と作成支援及び ITER 機構担当者との調整（英語）
- ⑤ ITER 機構等との英語によるコミュニケーション支援（電子メール・チャット・電話等）
- ⑥ ITER-DS 調達に関わるアクション管理
- ⑦ ITER 機構監査（英語）の対応
- ⑧ ITER-DS 調達文書の管理全般に関する業務

（2）ITER-DS の原子力安全管理業務

- ① ITER-DS の原子力機器としての保護重要活動計画の立案と管理
- ② ITER-DS の適正認証に向けた支援及び関連文書（英文）の作成支援
- ③ 工業規格文書（英文）及び原子力関連法令（英文）の調査と抄訳作成
- ④ ITER-DS に関する労働安全衛生に関する調査と分析

（3）トリチウム工学研究グループにおける調達に関する業務

- ① QST が指定する会合等への出席及び関連資料の作成
- ② 研究開発に係る文書の英文校閲
- ③ メーカーからの提出文書の英訳及び英文校閲
- ④ マニュアルの和訳及び英訳（抄訳を含む）
- ⑤ QST が指定する書類等の収集・分析及び作成

（4）その他上記の付随的業務

- ①上記業務に関連する業務で、派遣労働者の業務場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な資格等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものを全て満たすこととする。

- ① 日本及び海外の原子炉施設の新規申請・規制及び安全に関わる文書の作成及び翻訳の経験を有すること。
- ② 原子炉施設の DS 関連機器の開発と調達に関する文書翻訳の経験を有し、当該分野における広範な知識を有すること。
- ③ 海外他機関・企業との契約関連業務の経験を有すること。（例：Non-Disclosure Agreement 守秘義務契約、Service Provider Agreement 業務委託契約、Memorandum of Understanding 基本合意書、Purchase Agreement 売買契約書）
- ④ 英会話による、他機関・企業との事務手続き上の連絡交換及び技術会議での逐次通訳（日⇄英）の経験を有すること。
- ⑤ 海外原子力規制局からの監査対応業務の経験を有すること。
- ⑥ TOEIC950 点または同等程度以上の英語能力を有すること。
- ⑦ プロジェクト管理ソフト（MS Project）を使って工程を作成できること。
- ⑧ 上記業務に必要な OA 機器のオペレーションソフト、Web ソフト、メールソフト、Word、Excel、PowerPoint 等の各種アプリケーションソフトの操作が行えること。
- ⑨ 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと。（日本語を母国語とするか、日本国籍以外の者の派遣を想定する場合には、日本語能力試験「N1」レベルに合格していること。）
- ⑩ 当該者が居住者として日本国内に住居登録を行った日から起算して 6 か月以上が経過していること。基準日は、住民基本台帳において当該者の居住者登録が最初に記録された日とし、住民票その他の公的資料により確認すること。
- ⑪ 当該者が、外国政府もしくは外国法令に基づいて設立された法人その他これに準ずる主体と、雇用契約、委任契約、役務提供契約その他の契約関係を継続していないこと、並びに当該主体からの指揮命令、義務負担の要請および金銭の授受がいずれも発生していないこと。
- ⑫ 受注者は、外為法および関連通達等に基づく安全保障輸出管理手続に協力し、派遣労働者に「特定類型該当性に関する自己申告書」の提出等、QST の指定する確認手続に従わせること。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

茨城県那珂市向山 801-1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所

ITER 研究開発棟

TEL : 029-277-6712

ただし、必要に応じて派遣労働者の自宅等

7. 組織単位

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 トリチウム工学研究グループ

8. 指揮命令者

六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

ブランケット研究開発部 トリチウム工学研究グループ 上席技術員（那珂駐在）

9. 派遣期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日

10. 業務時間

業務時間 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）その他 QST が特に指定する日を除く。）

9:00～17:30（休憩時間 60 分を含む。）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

11. 派遣先責任者

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所

管理部庶務課長

12. 人員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、代替要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

13. 派遣労働者を受注者における無期雇用者若しくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

14. 服務等

- ・一般健康診断については、派遣元が負担すること。
- ・派遣労働者は、食堂、更衣室、駐車場を利用できる。
- ・在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

15. 提出書類 派遣労働者決定後、下記の書類を提出すること。

(部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」)

- (1) 仕様書に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

※届出日付又は取得日付を含む。ただし、不要な個人情報には黒塗りとする。

(7) その他契約上必要となる書類

※上記(5)の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあつては、年齢を記載すること。）。また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと

16. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

17. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QSTの業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 受注者は、QSTが量子科学技術の研究を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほかQSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

- (4) 受注者は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに代替要員を派遣すること。
- (5) 派遣労働者は QST が伝染病の疾病（新型インフルエンザ等）に対する対策を目的として行動計画等の対処方針を定めた場合は、これに協力するものとする。
- (6) 自家用自動車又は送迎による通勤が可能なこと。
- (7) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。
また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

18. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

19. 協議

本仕様書に記載されている事項及び記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上

(要求者)

QST 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
ブランケット研究開発部
トリチウム工学研究グループリーダー 磯部 兼嗣